

品川区まちづくりマスタープラン改定委員会設置要綱

制定 令和3年10月1日 区長決定要綱第310号

(設置)

第1条 都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく品川区まちづくりマスタープラン(平成25年2月策定)を改定するため、品川区まちづくりマスタープラン改定委員会(以下「改定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 改定委員会は、品川区まちづくりマスタープランの改定に関する事項を審議し、その結果を区長に報告する。

(組織)

第3条 改定委員会は、委員19人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 改定委員会は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に掲げる人数の範囲内で区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人
 - (2) 別表1に掲げる区内の関係団体の代表者 13人
 - (3) 公募区民 2人
 - (4) 区職員 1人
 - (5) その他区長が認める者 前条に掲げる人数から、第1号から前号までの規定により委嘱された人数を減じた人数
- 2 委員の任期は、区長が委嘱した日から品川区まちづくりマスタープラン改定が完了する日までとする。ただし、前項第2号の規定により委嘱された委員の任期は、それぞれの役職の任命期間と当該品川区まちづくりマスタープラン改定が完了する日のいずれか早い方の日までとする。

(委員長および副委員長)

- 第5条 委員会に委員長および副委員長を各1名置く。
- 2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、改定委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 4 改定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に支障があると認めた時は、この限りではない。

(会議の傍聴)

第8条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 前号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 傍聴人が前項各号の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(庁内検討委員会)

第9条 改定委員会に、具体的事項を調査するため、品川区まちづくりマスタープラン庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会の委員は、区職員のうち別表2に掲げる職にあるものにより構成する。

(庶務)

第10条 改定委員会の庶務は、都市環境部都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、品川区まちづくりマスタープランの改定が完了した日にその効力を失う。

別 表 1 (第 4 条関係)

区内関係団体の名称
東京商工会議所品川支部
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
連合品川地区協議会
品川区商店街連合会
社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
品川地区町会自治会連合会
大崎第一・第二地区町会・自治会連合会
大井地区町会連合会
荏原地区町会連合会
八潮自治会連合会
品川産業協会
社団法人 東京都建築士事務所協会品川支部
一般社団法人 しながわ観光協会

別 表 2 (第 9 条関係)

企画部	企画調整課長
	計画担当課長
	施設整備課長
地域振興部	地域活動課長
	生活安全担当課長
	商業・ものづくり課長
文化スポーツ振興部	文化観光課長
	スポーツ推進課長
福祉部	福祉計画課長
	高齢者福祉課長
	高齢者地域支援課長
	障害者福祉課長
都市環境部	都市環境部長
	都市整備推進担当部長
	都市計画課長
	住宅課長
	木密整備推進課長
	都市開発課長
	まちづくり立体化担当課長
	建築課長
	環境課長
防災まちづくり部	防災まちづくり部長
	災害対策担当部長
	土木管理課長
	交通安全担当課長
	道路課長
	公園課長
	河川下水道課長
	防災課長
	防災体制整備担当課長
	災害対策担当課長